【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年7月15日提出

【発行者名】 ニッセイアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大関 洋

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【事務連絡者氏名】 投資信託業務部 茶木 健

【電話番号】 03-5533-4608

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】

ニッセイ・インデックス・SOX(米国半導体株)

【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】 当初設定額 1百万円 継続募集額 上限1兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月30日をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」ということがあります)の記載事項を、半期報告書の提出にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

	訂	īF	0	内	容	
_	нэ			·	_	_

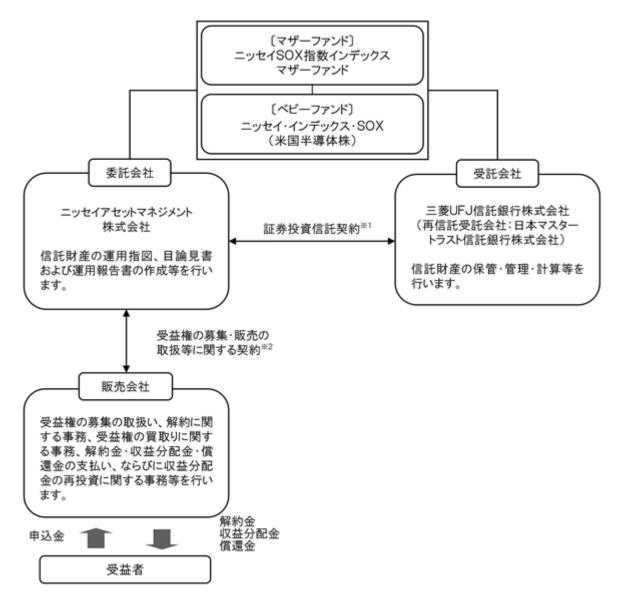
の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】 <訂正前>



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法(平成18年法律第108号)の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況 (2024年6月末現在)

・金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第369号

・設立年月日 : 1995年4月4日・資本金の額 : 100億円

・沿革

1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧

問株式会社)が設立され、投資顧問業務を開始しました。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託

業務を開始しました。

1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社

(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資ー任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始

しました。

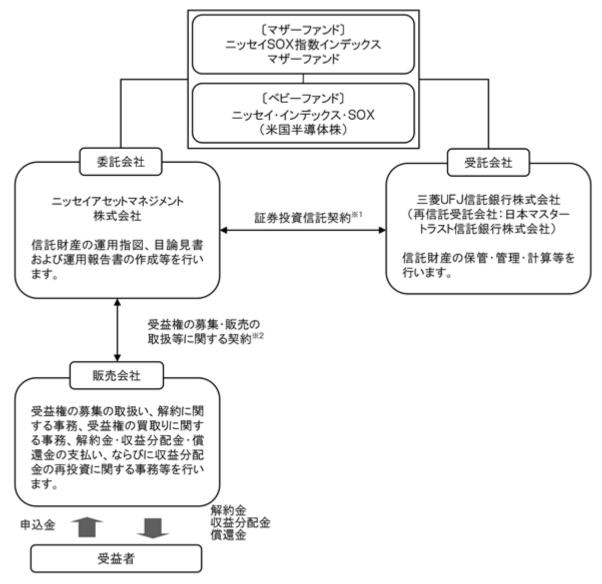
2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としま

した。

・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

<訂正後>



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法(平成18年法律第108号)の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況 (2025年4月末現在)

·金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第369号

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・設立年月日 : 1995年4月4日 ・資本金の額 : 100億円

・沿革

1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧

問株式会社)が設立され、投資顧問業務を開始しました。

1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託

業務を開始しました。

1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社

(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会 社として投資ー任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始

しました。

2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としま

した。

・大株主の状況

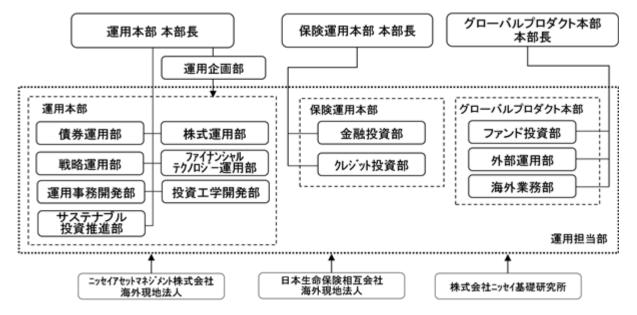
名 称	住 所	保有株数	比率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

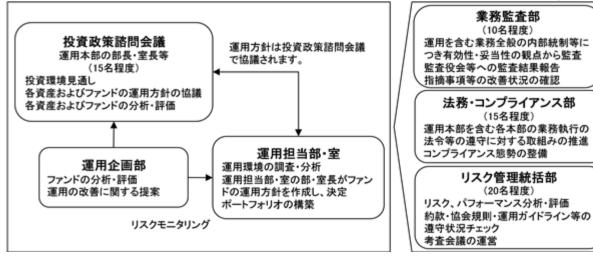
委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の 推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



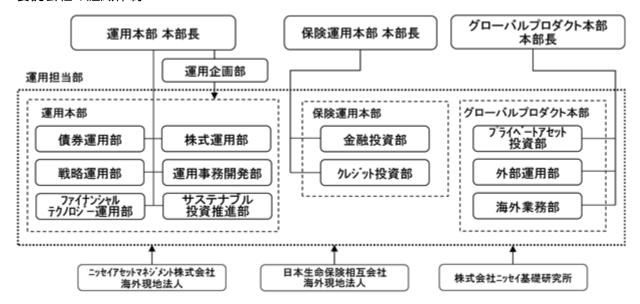
<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社(再信託先も含む)に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを 行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託 会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

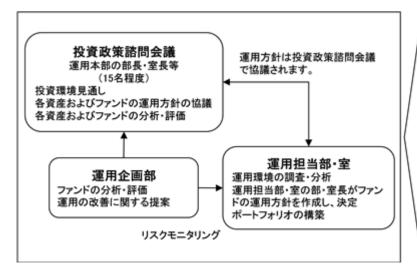
委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の 推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



監 査 部

(10名程度)

運用を含む業務全般の内部統制等に つき有効性・妥当性の観点から監査 監査役会等への監査結果報告 指摘事項等の改善状況の確認

法務・コンプライアンス部

(15名程度)

運用本部を含む各本部の業務執行の 法令等の遵守に対する取組みの推進 コンプライアンス態勢の整備

リスク管理統括部

(25名程度)

リスク、パフォーマンス分析・評価 約款・協会規則・運用ガイドライン等の 遵守状況チェック 考査会議の運営

<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社(再信託先も含む)に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを 行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託 会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。また、SOX指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することを目標に運用しますので、SOX指数(配当込み、円換算ベース)の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)は すべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

(1)投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を 直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響 を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはSOX指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざしますが、ファンドにおける資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、株価指数先物と当該指数の動きの不一致、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

・収益分配金に関する留意点

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売 買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点 設定日におけるファンドの信託財産(1百万円(受益権口数1百万口))は、委託会社の資 金によるものです。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

(2)投資リスク管理体制

*** お書会議 リスク管理統括部 ・ファンドの分析・評価報告 ・投資制限等遵守状況に関する報告 ・売買執行状況に関する報告 ・売買執行状況に関する報告 ・売買執行状況の事後チェック ・売買執行状況の事後チェック ・売買執行状況の事後チェック ・売買執行状況の事後チェック

- 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限 等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡する とともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室 に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

ニッセイアセットマネジメント株式会社(E12453) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そし て取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢など を監督しています。

(参考情報)投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に 下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成しています。なお、ファンドについては2024年10月16日から運用を開始する予定の ため記載できるデータはありませんが、グラフにおいては、参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク (SOX指数(配当込み、円換算ベース))の騰落率を記載しています。

- グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるもので あり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンド および代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの 年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株 · · · TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株 · · · MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 · · · MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI 国債

先進国債 · · · FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連 会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ および同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の 誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ·MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利 はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、 その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利 を有しています。
- ·NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同 社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および 知的所有権は同社に帰属します。

< 訂正後 >

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リ スクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。また、SOX指数(配当込み、円換 算ベース)の動きに連動することを目標に運用しますので、SOX指数(配当込み、円換算ベー ス)の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)は すべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金 融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はあ りません。

(1)投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒 産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を 直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響 を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取 引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはSOX指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします が、ファンドにおける資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、株価指数先 物と当該指数の動きの不一致、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担 することなどから、基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売 買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的 に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金 額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経 営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがありま す。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資 する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受け ることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点 設定日におけるファンドの信託財産(1百万円(受益権口数1百万口))は、委託会社の資 金によるものです。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合 や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

(2)投資リスク管理体制

- 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限 等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡する とともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室 に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- 2 . 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そし て取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢など を監督しています。 (参考情報)投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に 下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の月末データが1年に満たないためファンドの騰落率を記載できません。参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク(SOX指数(配当込み、円換算ベース))の騰落率を記載しています。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株 · · · TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株 · · · MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI 国債

先進国債 · · · FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債 ・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

■前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利 はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および 知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税対象

分 配 時: 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。

「元本払戻金(特別分配金)」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価

額の差益に対して課税されます。

法人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元

本超過額に対して課税されます。

買取請求時:買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分 配 時: 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率に

より源泉徴収 され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません)ま

たは申告分離課税を選択することもできます。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる

場合があります。

解約請求・償還・ : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得と

買 取 請 求 時 して、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必

要があります。ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)を選択した場

合、申告不要制度が適用されます。

税率(個人)

2037年12月31日まで	20.315% ((所得税15%	・復興特別所得税0.315%・地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20%	(所得税15%	・地方税5%)

税率は原則として20%(所得税15%・地方税5%)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます)の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い(分配時、解約請求・償還時)

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収 されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率(法人)

2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%・復興特別所得税0.315%)
2038年 1月 1日以降	15% (所得税15%)

税率は原則として15%(所得税のみ)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所 得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込 手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたりま す。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行 うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本 払戻金(特別分配金)を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

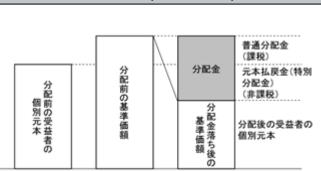
同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行わ れます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎 に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本 の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個 別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金(特別分配金)に区分されます。

普通	分配金		元	本払戻金(特別分配金)
分配前の基準価額 分配前の基準価額 例元本 個別元本	分配金分配金落ち後の基準価額	全額が 普通分配金 (課税) 分配後の受益者の 個別元本 (変更なし)	分配前の受益者の個別元本	分配前の基準価額	分配金分配金落ち後の基準価額	交值
収益分配金落ち後の基準	『価額が受益	者の個別元本	収益分配金落	ち後の基準	価額が受益	者
と同額以上の場合、収益	5分配金の全額	額が普诵分配	を下回っている	る場合、収	益分配金の銅	節

金となります。



茖ち後の基準価額が受益者の個別元本 「いる場合、収益分配金の範囲内でその 下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配 金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分 配金)を差引いた額が普通分配金となります。

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税対象

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。 分 配

「元本払戻金(特別分配金)」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価

額 の差益に対して課税されます。

法人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元

本超過額に対して課税されます。

買取請求時:買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率に 分 配

より源泉徴収 され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません)ま

たは申告分離課税を選択することもできます。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる

場合があります。

買取請求時

解約請求・償還・ : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得と して、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必

要があります。ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)を選択した場

合、申告不要制度が適用されます。

税率(個人)

2037年12月31日まで	20.315%(所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%・地方税5%)

税率は原則として20%(所得税15%・地方税5%)ですが、2037年12月31日までは、復興特 別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損(譲渡損失)については、上場株 式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます)の 利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等との損益通算が可能です。また、解約 請求、償還および買取請求時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得 (申告分離課税を選択した場合に限ります)等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算 が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度で あり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入し た公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方とな ります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは、NISA の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱い が異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い(分配時、解約請求・償還時)

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して 以下の税率により源泉徴収 されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率(法人)

2037年12月31日まで	15.315%(所得税15%・復興特別所得税0.315%)
2038年 1月 1日以降	15% (所得税15%)

税率は原則として15%(所得税のみ)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

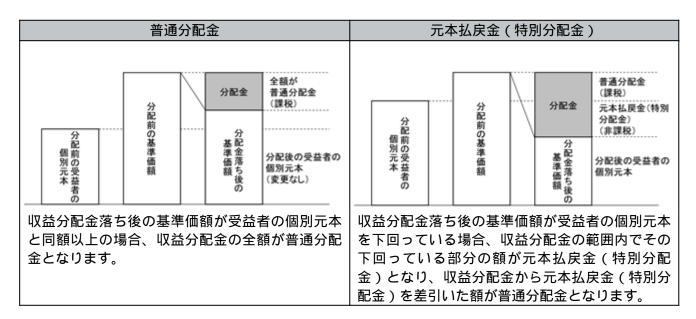
個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込 手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたりま す。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本 払戻金(特別分配金)を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金(特別分配金)に区分されます。



投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

・初回決算日は2025年9月22日であり運用報告書を作成していないため、ファンドの総経費率を記載することができません。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

2025年4月30日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		652,604,010	100.00
	内 日本	652,604,010	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		16,880	0.00
純資産総額		652,587,130	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
株式		29,981,965,023	97.93
	内 アメリカ	26,337,956,425	86.03
内 台湾		2,487,613,734	8.13
	内 オランダ	1,156,394,864	3.78
コール・ローン、その他の資	資産(負債控除後)	633,264,526	2.07
純資産総額		30,615,229,549	100.00

その他資産の投資状況

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	672,086,385	
内 アメリカ	672,086,385	2.20

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率 (%)	投資 比率
132	E1720-34		1 H TT 1 TT 1 H	(円)	(円)	償還日	(%)
	ニッセイSOX指数イン	親投資		1.8938	1.5123	_	
1	デックス マザーファンド	信託受	431,530,788	1.0930	1.5125	_	100.00
	日本	益証券		817,263,873	652,604,010	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年4月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計(対純資産総額比)			100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド

2025年4月30日現在

						2025年4月	30口坑江
順	銘柄名	種類	│ │株数、□数又は	簿価単価	評価単価	利率	投資
位	国/地域	業種	M	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111	1447 + 15434	末 1里	出出工品	(円)	(円)	償還日	(%)
	NVIDIA CORP	株式		16,805.70	15,542.98	-	
1		半導体・	229,958				11.67
'	アメリカ	半導体製	223,300	3,864,605,843	3,574,232,916	-	11.07
		造装置					
	BROADCOM INC	株式		24,090.60	27,255.10	-	
2		半導体・	120,036				10.69
_	アメリカ	半導体製	120,000	2,891,739,961	3,271,594,011	-	10.00
		造装置					
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP	 株式		25,173.73	23,449.91	_	
	ADR			20,110.10	20, 110.01		
3		半導体・	106,082				8.13
	台湾	半導体製		2,670,479,777	2,487,613,734	-	
		造装置					
	KLA CORPORATION	株式		106,332.06	98,081.03	-	
4		半導体・	13,508				4.33
	アメリカ	半導体製	,	1,436,333,519	1,324,878,573	-	
		造装置					
	ADVANCED MICRO DEVICES	株式		21,871.45	13,695.27	-	
	INC			_ :, : : : : :	,		
5		半導体・	95,890				4.29
	アメリカ	半導体製		2,097,254,153	1,313,239,843	-	
		造装置					
	APPLIED MATERIALS INC	株式		27,028.29	21,321.34	-	
6		半導体・	60,578				4.22
	アメリカ	半導体製		1,637,320,047	1,291,604,346	-	
		造装置					
	ASML HOLDING NV	株式		113,537.63	94,967.30	-	
7		半導体・	13,504				4.19
	アメリカ	半導体製	,	1,533,212,228	1,282,438,455	-	
		造装置					
	QUALCOMM INC	株式		24,460.91	20,940.68	-	
8		半導体・	60,924				4.17
	アメリカ	半導体製		1,490,257,051	1,275,790,085	-	
		造装置					
	LAM RESEARCH CORP	株式		11,143.92	10,108.21	-	
9		半導体・	124,778				4.12
	アメリカ	半導体製		1,390,517,142	1,261,282,601	-	
	INTEL CORE	造装置					
	INTEL CORP	株式		3,038.19	2,899.87	-	
10		半導体・	403,518		=		3.82
	アメリカ	半導体製		1,225,965,583	1,170,151,276	-	
	NVD OFHIOCUSTICES :::	造装置					
	NXP SEMICONDUCTORS NV	株式		33,268.01	26,036.13	-	
11		半導体・	44,415		=		3.78
	オランダ	半導体製		1,477,598,672	1,156,394,864	-	
		造装置					

<u>訂正有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

					可开日间	业分油山青(/	1回仅具记
	ANALOG DEVICES INC	株式 半導体・		32,969.08	27,468.96	-	
12	アメリカ	半導体製造装置	41,622	1,372,239,212	1,143,313,132	-	3.73
	MICRON TECHNOLOGY INC	株式		12,807.00	10,960.78	-	
13	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	102,269	1,309,759,898	1,120,948,173	-	3.66
	TEXAS INSTRUMENTS INC	株式		29,304.87	22,920.97	-	
14	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	48,857	1,431,748,433	1,119,850,266	-	3.66
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	株式		119,999.92	83,651.52	-	
15	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	11,824	1,418,879,158	989,095,593	-	3.23
	MARVELL TECHNOLOGY INC	株式		10,732.24	8,366.00	-	
16	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	104,285	1,119,212,328	872,449,102	-	2.85
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	株式		10,409.38	6,546.81	-	
17	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	130,354	1,356,905,434	853,403,444	-	2.79
	GLOBALFOUNDRIES INC	株式		5,800.49	4,940.05	-	
18	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	133,950	776,975,955	661,719,764	-	2.16
	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	株式		9,841.11	5,540.27	-	
19	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	102,143	1,005,201,365	565,899,819	-	1.85
	ARM HOLDINGS PLC-ADR	株式		19,364.83	15,917.94	-	
20	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	31,731	614,465,531	505,092,170	-	1.65
	TERADYNE INC	株式		18,189.30	10,677.06	-	
21	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	39,197	712,966,140	418,509,006	-	1.37
	ENTEGRIS INC	株式		15,815.84	11,218.83	-	
22	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	36,630	579,334,257	410,945,863	-	1.34
	COHERENT CORP	株式		12,140.71	9,244.23	-	
23	アメリカ	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	37,560	456,005,393	347,213,609	-	1.13
-							

丁正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

					<u>訂止有</u> 価語	証券届出書(7	<u>内国投資信</u>
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	株式		13,454.83	8,782.31	-	
24	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	38,960	524,200,446	342,158,875	-	1.12
	MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS H	株式		15,306.11	14,710.37	-	
25	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	18,018	275,785,631	265,051,493	-	0.87
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	株式		7,825.33	6,879.00	-	
26	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	33,407	261,421,043	229,806,836	-	0.75
	ONTO INNOVATION INC	株式		27,095.02	17,433.45	-	
27	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	11,941	323,541,705	208,172,941	-	0.68
	QORVO INC	株式		13,787.39	8,932.01	-	
28	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	22,638	312,119,115	202,202,853	-	0.66
	CIRRUS LOGIC INC	株式		16,825.29	13,337.42	-	
29	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	12,881	216,726,612	171,799,352	-	0.56
	AMKOR TECHNOLOGY INC	株式		4,208.87	2,426.54	-	
30	アメリカ	半導体・ 半導体製 造装置	59,802	251,699,256	145,112,028	-	0.47

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年4月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	半導体・半導体製造装置	96.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.13
	小計		97.93
合 計(対純資産総額比)	•		97.93

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式(外国)の業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&P及びMSCI Inc.に帰属します。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド

2025年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	シカゴ商品 取引所	NASDAQ 100 E-MINI FUTURES 202506	買建	12	655,752,710	672,086,385	2.20

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2025年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
2024年10月末日	91,644,417	-	0.9747	-
11月末日	273,892,258	-	0.9016	-
12月末日	416,013,404	-	0.9985	-
2025年1月末日	535,562,778	-	0.9567	-
2月末日	610,362,532	•	0.8642	-
3月末日	631,014,608	-	0.7903	-
4月末日	652,587,130	-	0.7381	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
2024年10月16日~2025年4月15日	-

【収益率の推移】

# (74mm) ** 5 J= (2 #	収益率(%)
2024年10月16日~2025年4月15日	29.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価 額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています(第1計算期間については、前期末基準価額の代わり に、設定時の基準価額を用います。)。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済数量
2024年10月16日~	000 724 205	25 700 077	050 004 400
2025年4月15日	888,731,385	35,796,977	852,934,408

- (注1)本邦外における設定及び解約はありません。
- (注2)設定口数には、当初設定口数を含みます。

<参考情報>

3. 運用実績

2025年4月末現在

基準価額・純資産の推移



基準価額	7.381F
純資産総額	652百万円

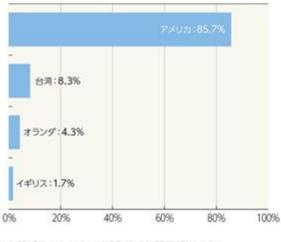
分配の推移

第1期決算日は2025年9月 22日であり、該当事項はあり ません。

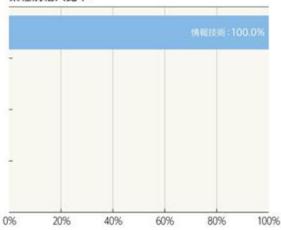
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●主要な資産の状況(マザーファンド)

国·地域別組入比率



業種別組入比率



- ・上記グラフはすべて対組入株式等評価額比です。
- ・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
- ・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権は5&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

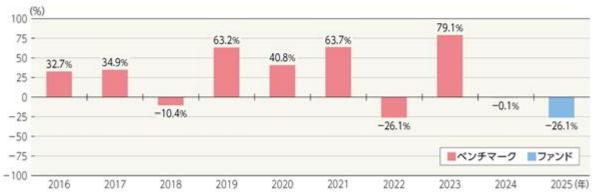
■ファンドの運用実績は、あくまで適去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。 3. 運用実績 2025年4月末現在

●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘 柄	業種	比率
1	エヌビディア	情報技術	11.9%
2	プロードコム	情報技術	10.9%
3	台湾セミコンダクター(TSMC)	情報技術	8.3%
4	KLA	情報技術	4.4%
5	アドバンスト・マイクロ・デバイセズ(AMD)	情報技術	4.4%
6	アプライド・マテリアルズ	情報技術	4.3%
7	ASMLホールディング	情報技術	4.3%
8	クアルコム	情報技術	4.3%
9	ラムリサーチ	情報技術	4.2%
10	インテル	情報技術	3.9%

[・]業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2024年はファンド設定時から年末まで、2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ・2023年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

[・]比率は対組入株式等評価額比です。

[■]ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 優新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います(ただし、ニューヨーク 証券取引所、ナスダック(米国)、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申 込みの受付けを行いません)。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

__ 2024年11月5日以降は、原則として「午後3時30分」までに販売会社の手続きが完了したものを 当日受付分とする予定です。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合があります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく(累積)投資契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます)を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額(発行価額)

当初設定日 : 受益権 1 口当り 1 円とします。

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

- 1.ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を 受取るための契約です。
- 3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
- 4.換金乗換優遇とは、解約(買取)金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
- 5.詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお 問合せください。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

<訂正後>

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います(ただし、ニューヨーク 証券取引所、ナスダック(米国)、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申 込みの受付けを行いません)。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただ し、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認くださ い。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースが あります(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく(累積)投資契約」(同様の 権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます)を締結します。なお、販売会社に よっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額(発行価額)

当初設定日 : 受益権1口当り1円とします。

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とし ます。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定 める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

- 1.ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のため に開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口 座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、 当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の 記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等 の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を 行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規 定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を 受取るための契約です。
- 3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数 料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定める ことができます。
- 4.換金乗換優遇とは、解約(買取)金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に 申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めるこ とができます。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

5.詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います(ただし、ニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません)。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

____2024年11月5日以降は、原則として「午後3時30分」までに販売会社の手続きが完了したものを 当日受付分とする予定です。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合があります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額:解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額:買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

- 1.受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2.換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を 撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換 金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものと して前記 の規定に準じて算出した価額とします。
- 3.詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

<訂正後>

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います(ただし、ニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません)。

原則として午後<u>3</u>時<u>30分</u>までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。<u>ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認くださ</u>い。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額:解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額:買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご確認ください。 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

- 1.受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2.換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を 撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換 金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものと して前記 の規定に準じて算出した価額とします。
- 3.詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお 問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

繰上償還

- 1.委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託 契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじ め、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - . 受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合
 - . この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - . やむを得ない事情が発生したとき
- 2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、書面による決議(以下「書面決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該 3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができま す。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決 議について賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5.前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。 約款の変更等
- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決 された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の 書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、<u>委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)</u>に<u>掲載</u>します。ただし、受益者から<u>運用報告</u>書<u>(全体版)</u>の交付の請求があった場合には、<u>交付し</u>ます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託 にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、 契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限 り、1年毎に自動更新されます。

<訂正後>

繰上償還

- 1.委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託 契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじ め、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - . 受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合
 - . この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - やむを得ない事情が発生したとき
- 2.委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議(以下「書面決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該 3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができま

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- す。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決 議について賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5.前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 7.委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更等2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。 約款の変更等
- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該 3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができま す。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決 議に賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決 された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の 書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

- フェーク ピット (キャンパント) 赤式(会社(こと400) - 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、<u>電磁的方法により提供</u>します。ただし、受益者から書<u>面</u>の交付 の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行います。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託 にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、 契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限 り、1年毎に自動更新されます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「1 財務諸表」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

< 更新・訂正後 > 1 【 財務諸表 】

中間財務諸表

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年10月16日から2025年4月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ニッセイ・インデックス・SOX(米国半導体株)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 2025年4月15日現在

	2020 1/3 10 1/8 2
資産の部	
流動資産	
金銭信託	13,980
コール・ローン	928,648
親投資信託受益証券	605,063,690
未収入金	51,577
流動資産合計	606,057,895
資産合計	606,057,895
負債の部	
流動負債	
未払解約金	21,145
未払受託者報酬	46,551
未払委託者報酬	931,859
その他未払費用	2,240
流動負債合計	1,001,795
負債合計	1,001,795
純資産の部	
元本等	
元本	852,934,408
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	247,878,308
(分配準備積立金)	
元本等合計	605,056,100
純資産合計	605,056,100
負債純資産合計	606,057,895

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
営業収益	
受取利息	582
有価証券売買等損益	191,077,682
営業収益合計	191,077,100
営業費用	
受託者報酬	46,551
委託者報酬	931,859
その他費用	2,240
営業費用合計	980,650
営業利益又は営業損失()	192,057,750
経常利益又は経常損失()	192,057,750
中間純利益又は中間純損失()	192,057,750
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解	342,682
約に伴う中間純損失金額の分配額()	542,002
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,475,356
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,475,356
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,953,232
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加	_
朝中間に加信式に伴う利命を減い短りはか場合増加	
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	56,953,232
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	247,878,308

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第1	1期中間計算期間
項目		自	2024年10月16日
		至	2025年4月15日
1. 有価証券の評価基準	■及び評価方法 親投資値	信託受益証券	
	移動平均	均法に基づき、原則とし	して時価で評価しております。時価評価にあ
	たって	は、親投資信託受益証券	歩の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

百日	第1期中間計算期間	
項目		2025年4月15日現在
1.	期首元本額	1,000,000円
	期中追加設定元本額	887,731,385円
	期中一部解約元本額	35,796,977円
2.	受益権の総数	852,934,408□
3.	元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は247,878,308円であり
		ます。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	項目	第1期中間計算期間 2025年4月15日現在
1.	中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期中間計算期間 2025年4月15日現在	
1口当たり純資産額	0.7094円	
(1万口当たり純資産額)	(7,094円)	

(参考)

当ファンドは、「ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日(以下、「計算日」という。)における同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	(単位:円)
	2025年4月15日現在
資産の部	
流動資産	
預金	15,760,418
金銭信託	9,538,917
コール・ローン	633,639,663
株式	28,357,078,419
派生商品評価勘定	6,998,490
未収入金	41,263,353
未収配当金	4,589,505
差入委託証拠金	222,263,889
流動資産合計	29,291,132,654
資産合計	29,291,132,654
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	34,027,167
未払金	51,944,148
未払解約金	41,756,094
流動負債合計	127,727,409
負債合計	127,727,409
純資産の部	
元本等	
元本	20,068,173,805
剰余金	
剰余金又は欠損金()	9,095,231,440
元本等合計	29,163,405,245
純資産合計	29,163,405,245
負債純資産合計	29,291,132,654

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	4公司万里に示る事項に戻する江心)	
項目		自 2024年10月16日
	-XE	至 2025年4月15日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
		配相場に基づいて評価しております。
2.	デリバティブ等の評価基準及び評	先物取引
	価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ
		ては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等
		の発表する清算値段又は最終相場によっております。
		為替予約取引
		個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の
		仲値で評価しております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
3.	収益及び負用の計工参生	▽ [▼]
		「原則として、配当冷ら口にのいて、その金額が確定している場合には当談 金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額につい
		立顔を、木だ確定していない場合には「窓配当立顔を訂工し、残額にづい ては入金時に計上しております。
		ては八番がに自己とのうなす。
4.	その他財務諸表作成のための基礎	 外貨建取引等の処理基準
	となる事項	ハスペース 1000
	= 5.2 3.4	換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
		第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。
		1. 27 1

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年4月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	21,269,822,500円
本額	
同期中追加設定元本額	5,704,325,263円
同期中一部解約元本額	6,905,973,958円
元本の内訳	
ファンド名	
< 購入・換金手数料なし > ニッセイSOX指数インデックスファンド	19,651,807,379円
(米国半導体株)	
ニッセイ・インデックス・SOX(米国半導体株)	416,366,426円
計	20,068,173,805円
2. 受益権の総数	20,068,173,805□

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	項目	2025年4月15日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額ま たは計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	2025年4月15日現在			
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち		
		1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	597,826,944	-	601,022,565	3,195,621
アメリカ・ドル	597,826,944	-	601,022,565	3,195,621
合計	597,826,944	ı	601,022,565	3,195,621

(注)為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

	2025年4月15日現在			
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち		
		1 年超		
市場取引				
先物取引				
買建	846,160,544	-	815,936,247	30,224,297
合計	846,160,544	-	815,936,247	30,224,297

(注)株価指数先物取引

1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2.株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 3.評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年4月15日現在	
1口当たり純資産額	1.4532円	
(1万口当たり純資産額)	(14,532円)	

ニッセイアセットマネジメント株式会社(E12453) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「2 ファンドの現況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

資産総額	652,703,964円
負債総額	116,834円
純資産総額(-)	652,587,130円
発行済数量	884,154,664□
1口当たり純資産額(/)	0.7381円

(参考)

ニッセイSOX指数インデックス マザーファンド

2025年4月30日現在

資産総額	30,682,004,607円
負債総額	66,775,058円
純資産総額(-)	30,615,229,549円
発行済数量	20,244,192,575
1口当たり純資産額(/)	1.5123円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1)資本金の額

2024年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。 最近5年間における資本金の増減はありません。

(2)委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議 長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出 席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部(室)の部(室)長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘 柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

<訂正後>

(1)資本金の額

2025年4月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。 最近5年間における資本金の増減はありません。

(2)委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部(室)の部(室)長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘 柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです(ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます)。

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額 (単位:億円)
追加型株式投資信託	<u>415</u>	<u>81</u> ,1 <u>18</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11 <u>3</u>	1 <u>9</u> , <u>799</u>
単位型公社債投資信託	0	0
合計	5 <u>28</u>	<u>100,</u> 91 <u>7</u>

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年4月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです(ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます)。

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額 (単位:億円)
追加型株式投資信託	<u>399</u>	<u>73,315</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11 <u>7</u>	1 <u>8</u> , <u>848</u>
単位型公社債投資信託	0	0
合計	5 <u>16</u>	9 <u>2,</u> 1 <u>64</u>

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,594,998	22,854,185
有価証券	4,958,109	8,572,194
前払費用	645,436	658,467
未収委託者報酬	7,068,985	7,296,469
未収運用受託報酬	7,149,867	7,995,592
未収投資助言報酬	308,690	283,590
その他	58,384	44,991
流動資産合計	43,784,472	47,705,492
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 143,306	1 150,025
車両	1 0	1 0
器具備品	1 67,645	1 66,448
有形固定資産合計	210,951	216,474
無形固定資産		
ソフトウェア	1,890,946	3,280,169
ソフトウェア仮勘定	1,968,913	849,779
その他	8,032	8,013
無形固定資産合計	3,867,892	4,137,963
投資その他の資産		
投資有価証券	47,543,934	45,045,217
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	27,817	10,950
差入保証金	360,305	355,422
繰延税金資産	1,809,123	1,773,861
その他	12,801	34,973
投資その他の資産合計	49,820,204	47,286,649
固定資産合計	53,899,049	51,641,087
資産合計	97,683,522	99,346,580

負債の部		
流動負債		
預り金	89,613	63,906
未払収益分配金	6,178	6,131
未払手数料	2,551,424	2,657,754
未払運用委託報酬	4,921,643	4,710,021
未払投資助言報酬	895,917	968,972
その他未払金	1,753,139	1,016,371
未払費用	181,100	196,870
未払法人税等	3,839,095	4,057,802
未払消費税等	937,421	701,846
賞与引当金	1,342,646	1,395,185
その他	34,063	24,296
流動負債合計	16,552,244	15,799,159
固定負債		
長期未払金	-	11,975
退職給付引当金	2,474,312	2,576,216
役員退職慰労引当金	21,250	-
固定負債合計	2,495,562	2,588,191
負債合計	19,047,806	18,387,350
純資産の部		
株主資本		
"你工員 " 資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金	10,000,000	10,000,000
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金	5,251,616	3,231,313
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金	100,00.	100,001
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	60,488,508	62,659,698
利益剰余金合計	61,168,315	63,339,505
株主資本合計	79,450,155	81,621,345
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	484,519	400,087
繰延ヘッジ損益	329,920	262,029
評価・換算差額等合計	814,439	662,116
純資産合計	78,635,715	80,959,229
負債・純資産合計	97,683,522	99,346,580
ZZ MUZZIII		

(2)【損益計算書】

営業外収益

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
M Male III A	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業収益	00 505 710	04 450 000
委託者報酬	29,505,710	31,456,939
運用受託報酬	24,242,291	26,331,034
投資助言報酬	1,181,976	1,238,881
その他営業収益	11,333	10,956
営業収益計 	54,941,312	59,037,813
営業費用		
支払手数料	11,188,210	11,805,264
広告宣伝費	46,512	80,550
公告費	375	625
調査費	14,344,571	16,210,069
支払運用委託報酬	8,375,976	9,615,456
支払投資助言報酬	3,524,180	3,870,774
委託調査費	140,696	168,932
調査費	2,303,717	2,554,905
委託計算費	281,167	301,022
営業雑経費	980,132	1,216,684
通信費	72,591	68,975
印刷費	174,220	163,162
協会費	37,566	37,581
その他営業雑経費	695,754	946,964
二 営業費用計	26,840,969	29,614,216
一般管理費		
役員報酬	242,750	289,676
給料・手当	5,515,210	5,718,948
賞与引当金繰入額	1,325,993	1,394,643
賞与	329,794	339,838
福利厚生費	1,094,736	1,179,383
退職給付費用	446,711	476,160
役員退職慰労引当金繰入額	8,700	1,937
役員退職慰労金	821	575
その他人件費	192,956	191,598
不動産賃借料	805,677	800,728
その他不動産経費	37,672	33,242
交際費	28,219	29,941
旅費交通費	177,813	173,926
固定資産減価償却費	687,280	976,601
租税公課	393,138	390,131
業務委託費	414,081	461,373
器具備品費	1,022,398	998,175
保険料	49,463	45,554
寄付金	4,382	10,171
諸経費	352,612	428,756
一般管理費計 ——	13,130,414	13,941,364
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	14,969,928	15,482,231

-ツセイア セット 、・・・ 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			訂正	E有価証券届出書(内国投
受取利息		825		4,078
有価証券利息		61,304		98,927
受取配当金	1	61,395	1	41,227
為替差益		182,640		-
その他営業外収益		8,780		38,594
営業外収益計		314,945		182,828
営業外費用				
為替差損		-		20,890
金融派生商品費用		185,184		136,943
控除対象外消費税		11,281		14,014
その他営業外費用		14,042		952
営業外費用計		210,509		172,801
経常利益		15,074,365		15,492,258
特別利益				
投資有価証券売却益		220,932		182,453
投資有価証券償還益		65,698	,	277
特別利益計		286,630		182,731
特別損失				
投資有価証券売却損		5,154		187,500
投資有価証券償還損		55,591		397,772
固定資産売却損		-		211
固定資産除却損	2	8,209	2	773
事故損失賠償金	3	71		<u>-</u>
特別損失計		69,028		586,258
税引前当期純利益		15,291,967		15,088,731
法人税、住民税及び事業税		4,785,139		4,513,024
法人税等調整額		114,620		46,562
法人税等合計		4,670,518		4,466,462
当期純利益		10,621,448		10,622,269

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本乗	削余金		利益剰余金					株主資本
		資本準備	資本剰余	利益準備		その他利益剰余金			利益剰余金	
		金	金合計	金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	1	•	1	-	-	8,038,816	8,038,816	8,038,816
当期純利益	•	•	•	•	•	'	1	10,621,448	10,621,448	10,621,448
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,582,632	2,582,632	2,582,632
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155

	評信	評価・換算差額等					
	その他有価 証券評価差 額金		評価・換算 差額等合計	合計			
当期首残高	254,732	306,177	560,910	76,306,613			
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	8,038,816			
当期純利益	-			10,621,448			
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	229,786	23,743	253,529	253,529			
当期変動額合計	229,786	23,743	253,529	2,329,102			
当期末残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715			

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本	
		資本準備		利益準備		その他和	id		利益剰余金	合計
		金	金合計	金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155
会計方針の変更によ る累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	46,146	46,146	46,146
遡及処理後当期首 残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	79,496,302
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	8,497,226	8,497,226	8,497,226
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,622,269	10,622,269	10,622,269
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,125,043	2,125,043	2,125,043
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	62,659,698	63,339,505	81,621,345

	評値	純資産 合計		
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	ПП
当期首残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715
会計方針の変更によ る累積的影響額	46,146	-	46,146	-
遡及処理後当期首残 高	530,666	329,920	860,586	78,635,715
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	8,497,226
当期純利益	-	-	-	10,622,269
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	130,578	67,891	198,470	198,470
当期変動額合計	130,578	67,891	198,470	2,323,513
当期末残高	400,087	262,029	662,116	80,959,229

注記事項

(重要な会計方針)

	当事業年度
項目	(自 2024年4月1日
	至 2025年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券
評1叫力 <i>法</i> 	償却原価法(定額法)によっております。
	その他有価証券
	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)によっております。
	関係会社株式
	対版云社体式 移動平均法に基づく原価法によっております。
	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
価基準及び評価方法	
3.固定資産の減価償却の方	有形固定資産
法	定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備
	については定額法)によっております。なお、主な耐用年数
	は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であります。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 無形固定資産
	│ 無形回足員性 │ 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェア │
	- た顔仏によってのりより。なの、日柱利用のフライフェテー については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額
	法によっております。
4 . 引当金の計上基準	賞与引当金
	従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対す
	る支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
	退職給付引当金
	従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における
	退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制
	適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を
	当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、
	給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、
	各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務 ### ### #### ### ### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
	期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しておりま
	顔を、てれてれ光主の立事素中皮がら真用処理してのりま す。
	っ。
	に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務と
	する方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出
	向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているた
	め、退職給付引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業におけ
	る主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点
	(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
	投資信託委託業務
	投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財
	産の運用指図等を行っております。
	委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算
	され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の
	一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に
	わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつ
	れて一定の期間にわたり収益を認識しております。
	投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産
	大質運用業務においては、投資 「世界別に参りさ、顧各負達 を一任して運用指図等を行っております。
	運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算さ
	れ、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一
	時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわ
	たり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれ
	て一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功
	報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及
	び支払われることが確定した時点で収益として認識しており
	ます。
	投資助言業務
	投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関
	する投資判断の助言等を行っております。
	投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算さ
	れ、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一
	時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわ
	たり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれ
こ が 化油の次辛なが合焦の	て一定の期間にわたり収益を認識しております。
6 . 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処理しております。
7.ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法
	繰延ヘッジ処理によっております。
	ヘッジ手段とヘッジ対象
	ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通り
	であります。
	ヘッジ手段・・・為替予約
	ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券
	ヘッジ方針
	ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、
	ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、
	原則として個々取引毎に行います。
	ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの方効性の対象に対する
	へッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率
	さ、主にヘッン対象とヘッン手段の時間変動を比較する比率 分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ
O. フルーノ地昇剛反い週出	ヨ社は、ロ本王の休陝伯立云社で通算税云社とするグループ 通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を
	世界制度を適用してのり、当制度を制旋とした云計処理を 行っております。
	11 7 (1) 7 0 3 0

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当会計期間の期首から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当会計期間の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分を見直しております。

2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当会計期間の期首より適用しております。この結果、当会計期間の期首の利益剰余金が46,146千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、前期に計上していた「役員退職慰労引当金」を取り崩し打ち切り支給額の未払金11,975千円を固定負債の「長期未払金」として表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準 委員会)

1. 概要

2016年1月に国際会計基準審議会(IASB)より国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会(FASB)よりFASB Accounting Standards Codification(FASBによる会計基準のコード化体系)のTopic 842「リース」(以下「Topic 842」という。)が公表されました。IFRS第16号及びTopic 842では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産(使用権資産)と当該移転に伴う負債(リース負債)を計上する使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされています。IFRS第16号及びTopic 842の公表により、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性がありました。

こうした状況への対応として、2024年9月13日に企業会計基準委員会により、リースに関する会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針が公表されました。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準の適用指針」の運用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
建物附属設備 車両	350,825千円 6,729	
^{年间} 器具備品	463,698	472,611
計	821,253	842,565

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
受取配当金	42,264千円	20,664千円

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
器具備品		6,353		773
ソフトウェア		1,856		-
 計		8,209		773

3.事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類普通株式配当金の総額8,038,816千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額74,126円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月26日

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

/013//1///2007				
	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類普通株式配当金の総額8,497,226千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額78,353円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月27日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類普通株式配当金の総額10,622,373千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額97,949円

基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月27日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等(注1)は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	28,036,676	27,975,611	61,065
その他有価証券	24,465,367	24,465,367	-
資産計	52,502,043	52,440,978	61,065
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	10,936	10,936	-
デリバティブ取引計	10,936	10,936	-

^()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目についてはで示しております。

(単位:千円)

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	32,793,713	32,360,235	433,478
その他有価証券	20,823,699	20,823,699	-
資産計	53,617,412	53,183,934	433,478
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	14,098	14,098	-
デリバティブ取引計	14,098	14,098	-

^() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務と なる項目については で示しております。

(注1)市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	前事業年度
	(2024年3月31日)
関係会社株式	66,222

(単位:千円)

区分	当事業年度	
	(2025年3月31日)	
関係会社株式	66,222	

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類してお ります。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

135% (2011)						
区分	時価 (千円)					
[レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	3,473,100	20,992,267	-	24,465,367		
デリバティブ取引()						
為替予約	-	10,936	-	10,936		
合計	3,473,100	20,981,331	-	24,454,430		

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については で示しております。

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)				
[レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	- 20,823,699 - 20,8				
デリバティブ取引()					
為替予約	-	14,098	-	14,098	
合計	-	20,837,797	-	20,837,797	

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については で示しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)					
上	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	-	27,975,611	-	27,975,611		
合計	-	27,975,611	-	27,975,611		

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価 (千円)					
运 力	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価 証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	-	32,360,235	-	32,360,235		
合計	-	32,360,235	-	32,360,235		

(注)時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額前事業年度(2024年3月31日)

133 314 122 (232 1 1 3 3 3 4 1)	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	23,594,998	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,950,000	23,050,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	3,000,000
その他(注)	8,363,707	9,339,165	2,160,208	928,678
合計	36,908,706	32,389,165	2,160,208	3,928,678

(注)投資信託受益証券であります。

当事業年度(2025年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	22,854,185	-		-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	8,570,000	24,280,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他(注)	2,735,734	16,137,863	1,020,217	-
合計	34,159,920	40,417,863	1,020,217	-

(注)投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

前事業年度(2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	1,094,587	1,098,374	3,786
時価が貸借対照	(2)社債	-	-	-
表計上額を超え るもの	(3)その他	-	-	-
	小計	1,094,587	1,098,374	3,786
	(1)国債・地方債等	26,942,089	26,877,237	64,852
時価が貸借対照表計上額を超え	(2)社債	-	-	-
ないもの	(3)その他	-	-	-
	小計	26,942,089	26,877,237	64,852
	合計	28,036,676	27,975,611	61,065

当事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	497,111	498,590	1,478
時価が貸借対照表計上額を超え	(2)社債	-	-	-
衣引工額を超ん るもの	(3)その他	-	-	-
	小計	497,111	498,590	1,478
	(1)国債・地方債等	32,296,601	31,861,645	434,956
時価が貸借対照 表計上額を超え	(2)社債	-	-	-
ないもの	(3)その他	-	-	-
	小計	32,296,601	31,861,645	434,956
	合計	32,793,713	32,360,235	433,478

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

137× 12 (2021	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
) 貸借対照表計上	国債・地方債等	3,473,100	3,459,180	13,920
額が取得原価ま たは償却原価を	社債	-	-	-
超えるもの	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	6,089,659	5,473,000	616,659
	小計	9,562,759	8,932,180	630,579
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
貸借対照表計上	国債・地方債等	-	-	-
額が取得原価または償却原価を	社債	-	-	-
超えないもの	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	14,902,608	16,307,000	1,404,391
	小計	14,902,608	16,307,000	1,404,391
	合計	24,465,367	25,239,180	773,812

⁽注1)投資信託受益証券等であります。

⁽注2)関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
貸借対照表計上	国債・地方債等	-	-	-
額が取得原価ま たは償却原価を	社債	-	-	-
超えるもの	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	6,931,654	6,388,965	592,688
	小計	6,931,654	6,388,965	592,688
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
 貸借対照表計上	国債・地方債等	-	-	-
│額が取得原価ま │たは償却原価を	社債	-	-	-
超えないもの	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	13,892,045	15,089,000	1,196,954
	小計	13,892,045	15,089,000	1,196,954
	合計	20,823,699	21,427,965	604,265

⁽注1)投資信託受益証券等であります。

⁽注2)関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,529,777	220,932	5,154
合計	2,529,777	220,932	5,154

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	3,365,754	-	93,425
(3)その他	5,959,412	182,453	94,075
合計	9,325,167	182,453	187,500

(デリバティブ取引関係)

1 . ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 前事業年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	 為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	916,030	-	10,936
	合計	•	916,030	-	10,936

- (注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。
- (注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債 務となる項目については で示しております。

当事業年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	668,354	-	14,098
	合計		668,354	-	14,098

- (注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。
- (注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債 務となる項目については で示しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,226,246 千円	2,284,401 千円
勤務費用	295,775	311,827
利息費用	14,661	19,553
数理計算上の差異の発生額	16,051	67,081
退職給付の支払額	240,354	251,223
その他	4,124	851
退職給付債務の期末残高	2,284,401	2,298,329

(2)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(自 至	前事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)	(自 至	当事業年度 2024年4月1日 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高		162,914千円		160,035千円
退職給付費用		16,453		17,740
退職給付の支払額		15,208		805
その他		4,124		6,498
退職給付引当金の期末残高		160,035		183,469

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,444,436千円	2,481,798千円
未認識数理計算上の差異	29,875	94,417
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,474,312	2,576,216
退職給付引当金	2,474,312	2,576,216
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,474,312	2,576,216

(4)退職給付費用

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	16,453千円	17,740千円
勤務費用	295,775	311,827
利息費用	14,661	19,553
数理計算上の差異の当期費用処理額	670	2,539
確定給付制度に係る退職給付費用	327,560	346,581

(5)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日)
割引率	0.88 %	1.55%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において81,815千円、当事業年度において84,597 千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
操延税金資産		
賞与引当金	411,118 千円	427,205 千円
未払事業税	154,657	138,469
退職給付引当金	757,634	810,802
税務上の繰延資産償却超過額	1,901	1,670
役員退職慰労引当金	6,506	-
投資有価証券評価差額	459,720	414,969
減価償却超過額	1,035	1,066
その他	203,947	179,936
小計	1,996,521	1,974,120
評価性引当額	7,242	7,558
繰延税金資産合計	1,989,278	1,966,562
繰延税金負債		
特別分配金否認	15,934	21,837
投資有価証券評価差額	164,220	170,863
繰延税金負債合計	180,154	192,701
繰延税金資産(は負債)の純額 _	1,809,123	1,773,861

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。
- 3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。 これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、 「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実 務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。
- 4.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 税法の改正に伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る 繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算して おります。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1.サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,138,470

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1.サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,804,755

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

		,
	前事業年度	当事業年度
区分	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至2024年3月31日)	至2025年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	29,505,710	31,456,939
投資運用業務 (注)	24,242,291	26,331,034
投資助言業務	1,181,976	1,238,881
その他営業収益	11,333	10,956
計	54,941,312	59,037,813

⁽注)成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5.収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

的事業十及(日2020年47)1日 至2024年67月61日 <i>)</i>																
	会社等		資本金又 は出資金		議決権等			取引の	取引金額		期末					
種類	の名称	所在地	(百万円)	事業の内容	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	残高 (千円)					
								運用受託報酬 の受取	6,088,919	未収運用 受託報酬	1,590,885					
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	投資助言報酬 の受取	117,195	未収投資 助言報酬	11,015					
									100.0070				グループ通算 に伴う支払	624,787	その他 未払金	624,787

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

	会社等			議決権等			取引の	取引金額		期末	
種類	の名称	所在地	(百万円)	事業の内容	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	残高 (千円)
								運用受託報酬 の受取	6,751,148	未収運用 受託報酬	1,728,378
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	50,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	投資助言報酬 の受取	117,115	未収投資 助言報酬	10,644
								グループ通算 に伴う支払	117,888	その他 未払金	117,888

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。
 - 2.親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	725,100円65銭	746,525円79銭
1株当たり当期純利益金額	97,940円47銭	97,948円4銭

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	10,621,448千円	10,622,269千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	10,621,448千円	10,622,269千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月11日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ・インデックス・SOX(米国半導体株)の2024年10月16日から2025年4月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ・インデックス・SOX(米国半導体株)の2025年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年10月16日から2025年4月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 大 竹 新

業務執行社員

73

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴 木 健 嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第 30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及 びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応し た監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が 基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
- XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。